



2022年3月31日

報道各位

一般社団法人マンション管理業協会

マンション価値の新たなステージへ
分譲マンションにおける管理に関する全国共通の評価基準を策定
マンション管理適正評価制度が4月1日より開始！

一般社団法人 マンション管理業協会（所在地：東京都港区、理事長：岡本潮）は、マンション管理適正評価制度（URL：<http://www.kanrikyo.or.jp/evaluation/index.html>）について、2022年4月1日（金）、マンション管理適正評価サイト（以下、「本サイト」という。）を開設し、登録申請の受付を開始致します。



（サイトイメージ）

【本件のポイント】

- 分譲マンションにおける管理に関する全国共通の評価基準を策定し、管理の適切性が市場価値へ反映されることを目指します。
- 本制度を通して定期的に管理状態をチェックすることを通じて、適正なマンションストック形成の促進を目指します。
- 分譲マンションにおける管理状態を6段階で評価し、本サイトを通じて情報を公開します。
また、既存マンションの流通において、一定の情報を分かりやすく開示するため、不動産サイトとの連携を目指します。

【本サイトの概要】

- 開設日：2022年4月1日（金）
- 登録申請開始：2022年4月1日（金）10時（登録完了後、随時本サイトに公開）
- 登録申請方法：管理組合総会の承認を以て、評価者に依頼
- 登録料：5,500円 ※初年度無料（2022年4月1日～2023年3月末日）
- サイトURL：URL：<https://www.mansion-evaluationsystem.org/>

＜本件に関するお問い合わせ先＞

（一社）マンション管理業協会 担当：業務部 前島・腰越・鈴木（隆）

TEL：03-3500-2721/FAX：03-3500-2722/Email：gyoumu@kanrikyo.or.jp



【参考】マンション管理適正評価制度 評価者講習の受講状況概要

(1) 評価者

マンション管理に関する知識、経験等の専門性並びに評価制度への理解が必要になることから、マンション管理のエキスパートである「管理業務主任者」又は「マンション管理士」の資格を有し、当協会が実施する「評価者講習」を修了した者となります。

(2) 評価者講習

当協会が実施する、マンション管理適正評価制度におけるマンションの管理状態の評価及びマンション管理適正評価サイトへの登録業務（以下、「評価・登録業務」という。）を行う評価者の登録講習です。

(3) 評価者の登録

評価者として登録するには、当協会が提供するマンション管理適正評価制度評価者講習システムに必要な項目を入力し、eラーニングにて評価者講習を受講・修了しなければなりません。

評価者講習の全カリキュラム（講義の視聴+チェックテスト合格）の修了者に、修了証が交付され、評価者として登録が完了します。

◇集計期間 : 2022年2月25日（金）～2022年3月25日（金）

◇受講者数 : 5,074人

◇属性 : 下記グラフ参照

